

別段の面積（下限面積）の設定について

平成29年3月27日開催の第3回増毛町農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について下記のとおり設定することに決定しました。

【別段の面積（下限面積）及び区域の詳細】

	設定区域	改正前	改正後	設定区域の詳細
別段の面積 (下限面積)	暑寒沢の一部 及び市街地区	2.0ha	0.5ha	別添図面の黄線に挟まれた区域
	その他の 増毛町の区域	2.0ha	1.0ha	別添部面の黄線に挟まれた区域を除く区域

【施行日】

平成29年4月1日

【別段の面積を設定する理由】

暑寒沢の一部・市街地区については、適正な利用を図らなければならない農地が相当数存在しており、その他の増毛町の区域についても遊休農地が確認された。このため、新規就農者等の受入の促進により農地の有効活用を図る必要がある。



暑寒沢の一部
及び市街地区